

(様式第2号)

令和2年度第8回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日時	令和2年12月21日(月) 午後1時30分～午後4時
場所	東館3階 中会議室
出席者	委員 武田 重昭, 小池 志保子 届出者 (1) 共同住宅(楠町32番1) 申請者 **氏 設計者 **氏 (2) 共同住宅(公光町12番4外) 申請者 **氏 設計者 **氏 事務局 白井都市計画課長, 岡本都市計画課係長, 桑原都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者2人中2人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

(ア) 共同住宅(楠町32番1)

(イ) 共同住宅(公光町12番4外)

イ その他

(3) 閉会

2 審議経過

(1) 共同住宅(楠町32番1)

令和2年12月10日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 建築物の壁面, とりわけ西面と南面については, 単調にならないよう壁面の目地や仕上げの変化, スリット窓等の開口部の設置, 適切な材料の選択等の工夫により表情を作り, スケール感を軽減するとともに, 高さや形状において周辺のまちなみに配慮することにより, 良好なまちなみ形成に寄与する計画とすること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく, 沿道空間の修景についても敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから, 車路の舗装材選択, 植栽の適切な配置, アイスストップとなる植栽帯を設けるなど工夫を凝らすこと等により, 建築物と一体的にデザインし, 緑豊かで連続的な景観形成を図ること。
- ・ 建築物に附属する駐車場, 駐輪場, ゴミ置き場, 設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし, 植栽等による修景に努めること。

(2) 共同住宅（公光町12番4外）

令和2年12月11日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地周辺は、多様な用途の建築物が混在する地域ではあるが、低層の一戸建ての住宅が潤いあるまちなみ景観を形成していることから、周辺の景観と調和が図られた建築物の配置計画となるよう検討すること。
- ・ メインエントランス側のファサードだけでなく、駐車場出入口又はサブエントランス側のファサードについても正面と同等に意匠を検討し、建物全体としての統一感を向上させ、周辺の景観と調和するよう努めること。
- ・ 通り外観を構成するエントランス部分は、アプローチや植栽等の配置を工夫するとともに、シンボルツリーを設けるなど、緑量の確保に努め、通り景観に与える影響を十分に検討した計画とすること。また、道路境界に設置する柵等は、道路際より後退させ、植栽の緩衝帯を設ける等、圧迫感を軽減するよう努めること。
- ・ 建築物に附属する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし、やむを得ない場合は植栽等による修景に努めること。